

※この法令は廃止されています。

昭和八年農林省令第九号

「タラバ」蟹類採取規則

大正三年農商務省令第二十九号ヲ左ノ通改正ス

第一条 本則ニ於テ蟹トハ「タラバガニ」（学名
テイレシウス氏一バラリードス・カムチャヤテ
イカ）及「アブラガニ」（学名ブラント氏一パ
ラリードス・プラティップス）ヲ謂フ

第二条 左ノ各号ノ一二該当スル蟹ハ之ヲ採捕ス
ルコトヲ得ズ但シ揚網ゴトニ其ノ揚網シタル網
一反当リ一尾（オリユートル区域ニ於テハ其ノ
揚網シタル網二反当リ一尾）ヲ超エザル場合ハ
此ノ限ニ在ラズ

雌蟹

二 胸甲ノ幅十三センチメートル未満ノ雄蟹
蟹ノ腹甲ニ抱カレタル卵ハ之ヲ採取スル

コトヲ得ズ

第四条 第二条各号ニ掲タル蟹又ハ前条ノ卵ハ販
売ノ目的ヲ以テ之ヲ製品ト為スコトヲ得ズ但シ
第二条但書ニ該当スル蟹ニシテ北海道ニ於テ製
品ト為スモノニ付テハ北海道知事ノ許可ヲ受ケ
タル場合ニ限り之ヲ罐詰以外ノ製品ト為スコト
ヲ得

第五条 第二条、第三条又ハ前条ノ規定ニ違反シ
タル者ハ二年以下ノ懲役若ハ五十万円以下ノ罰
金ニ処シ又ハ之ヲ併科ス

前項ノ場合ニ於テ犯人ノ所有シ又ハ所持スル
漁獲物、其ノ製品、漁船又ハ漁具其ノ他水産動
植物ノ採捕ノ用ニ供サレル物ハ之ヲ没収スルコ
トヲ得但シ犯人ノ所有シタル前記物件ノ全部又
ハ一部ヲ没収スルコト能ハザルトキハ其ノ価額
ヲ追徴スルコトヲ得

第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人の代理人
使人其ノ他ノ從業者其ノ法人又ハ人の業務又
ハ財産ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタル
トキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人に對
シ同条ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前大正三年農商務省令第二十九号第
二条第三項ノ規定ニ依リ受ケタル許可ハ本令ニ
依リ之ヲ受ケタルモノト看做ス

附 則（昭和二十五年三月一四日農林省令
第十九号）

1 この省令は、漁業法施行の日（昭和二十五年
三月十四日）から施行する。
2 この省令施行前に漁業を営む者、船長又はそ
の他の乗組員がした行為（指定遠洋漁業に關す

るものを除く。）に対する漁業の許可の取消、
漁業の停止、碇泊命令、下船命令等の漁業取締
上行う行政手続の処分についての規定の適用に
よる。この省令施行前にした行為に対する罰則の適
用については、この省令施行後でも、なお従前の例に
の例による。

**附 則（昭和三二年七月一日農林省令第
三二号）**

この省令は、公布の日から施行する。

2 1 この省令の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、この省令の施行後も、なお従
前の例による。

**附 則（昭和五八年六月一日農林水產
省令第一七号）**

この省令は、漁業法及び水産資源保護法の一
部を改正する法律（昭和五十八年法律第六十二
号）の施行の日（昭和五八年七月一日）から
施行する。

3 2 1 この省令は、漁業法及び水産資源保護法の一
部を改正する法律（昭和五十八年法律第六十二
号）の施行の日（昭和五八年七月一日）から
施行する。

**附 則（昭和五八年六月一日農林水產
省令第一七号）**

この省令は、公布の日から施行する。